

この書面では、海外旅行総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」をご確認ください。

(注)「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」はご契約後、保険契約証とともにお渡しします。

ご契約時にweb約款をご選択された方には、ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）をお渡ししませんので、必要に応じてスマートフォン・タブレット端末等でご確認ください。

用語のご説明

「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。

【その他】

用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパン日本興亜に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

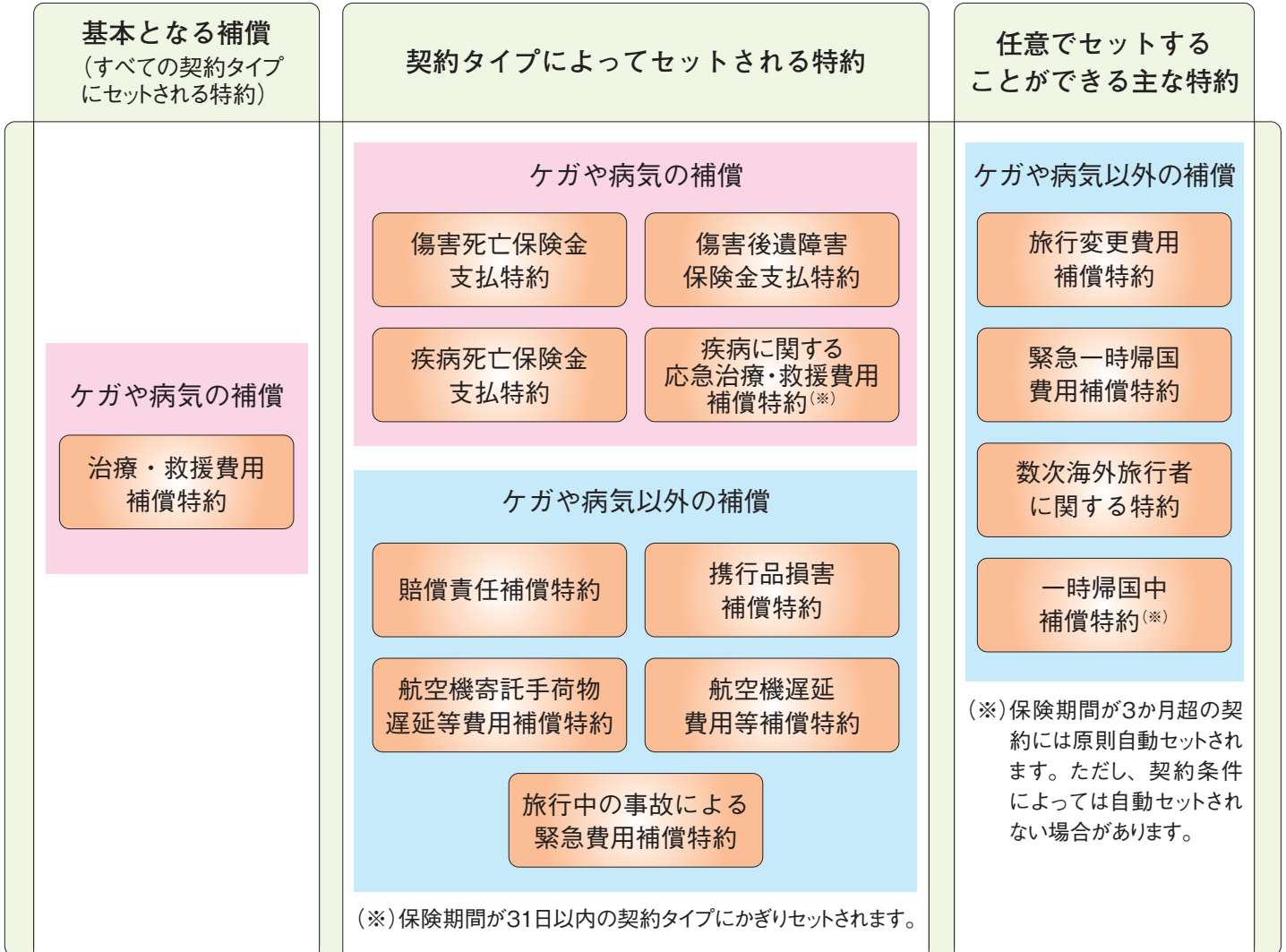
1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み 契約概要

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

基本となる補償、任意でセットすることができる特約、自動的にセットされる特約は次のとおりです。



(注) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

②被保険者の範囲 契約概要

ご契約プラン	被保険者の範囲
個人プラン	申込書の被保険者欄に記載の方
家族プラン (家族単位の旅行で、全員の旅行行程が同じ場合、同行される家族全員を1保険契約証で引き受けることができます。家族旅行特約がセットされます。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込書の被保険者欄に記載の方 (以下「本人」といいます。) ● 本人と一緒に旅行される以下の方のうち、申込書に記載された方 <ul style="list-style-type: none"> ① 本人の配偶者 (旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。) ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

ただし、賠償責任補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合は、その親権者等を被保険者とします。

(2) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は、次のとおりです。補償内容の詳細はポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用補償特約	<p>次の場合に現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p><治療費用部分> 以下の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が治療のため現実に支出した金額^(※1)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりです。</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気^(※2)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。</p> <p>ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎりです。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※2) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救済費用補償特約をセットした場合、対象になることがあります。</p> <p><救済費用部分> 以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりです。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p>	<p><治療費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転(ケガの場合) ●妊娠、出産、早産または流産 ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故(ケガの場合) ●歯科疾病 <p>など</p> <p><救済費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為(責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合は保険金をお支払いします。) ●麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病による入院 ●歯科疾病による入院 <p>など</p>

(3) 主な特約

契約概要

注意喚起情報

主な特約、保険金をお支払いする主な場合、およびお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡・後遺障害保険金補償特約	<p><傷害死亡保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p><後遺障害保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡危険補償特約	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約	<p>次の場合に現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、病気等の事由の発生1回につき、300万円（治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は治療・救援費用保険金額）を限度とします。</p> <p><治療費用部分> 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により医師の治療を受けた場合、治療・救援費用の<治療費用部分>に記載の保険金をお支払いします。</p> <p><救援費用部分> 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により継続して3日以上入院された場合、治療・救援費用の<救援費用部分>に記載の保険金をお支払いします。</p> <p>(※) 責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(注1) 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用にかぎります。また、住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象になりません。</p> <p>(注2) 下記の費用等はお支払いの対象になりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関わる費用 ◇温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ◇あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティック等の費用 ◇運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◇臓器移植等およびそれと同等の手術等に関わる費用 ◇眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ◇毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ◇不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など</p> </div>	<p>●責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合</p> <p>●既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合</p> <p>●海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合 など</p> <p>*上記のほか、治療費用・救援費用それぞれについて、治療・救援費用の保険金をお支払いできない事由を適用します。</p>
賠償責任補償特約	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物（宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。）を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p>	<p>●故意 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（宿泊施設のルームキー、賃貸業者から借りた旅行用品等は除きます。） など</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害補償特約	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円）を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>（注1）携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内（居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。）にある間、携行しない別送品および下記のものには保険の対象に含まれません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>現金、小切手、クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、原動機付自転車、動物、植物、稿本、設計書、商品もしくは製品等、データ、ソフトウェア、またはプログラム等の無物体、危険な運動（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等）を行っている間の、その運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など</p> </div> <p>（注2）「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>（注3）旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用（宿泊費・交通費等を含みます。）をお支払いします。</p> <p>（注4）自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	<p>●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ●置き忘れ^(※1)または紛失 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的^(※2)事故 ●国等の公権力の行使^(※2) など</p> <p>（※1）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>（※2）火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。</p>
遅延等費用補償特約 航空機寄託手荷物	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した衣類（下着、寝間着等必要不可欠な衣類にかぎります。）・生活必需品（洗面用具、かみそり、くし等をいいます。）の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品（購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等をいいます。）の費用を、1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>（注1）手荷物が被保険者のもとに到着した時以降の費用は除きます。</p> <p>（注2）保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。</p>	<p>●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>
航空機遅延費用等補償特約	<p>被保険者が以下の①または②のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した以下の費用（社会通念上妥当な額とします。）を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき2万円を限度として保険金をお支払いします。</p> <p><お支払い対象となる主な場合></p> <p>①出発地（着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。）において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>②乗継地において、搭乗した航空機の遅延（被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。）によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p><お支払い対象となる主な費用></p> <p>宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料、交通費（宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用） など</p> <p>（注）保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。</p>	<p>●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

家族旅行特約をセットされる場合の注意点

- ・一部補償内容が異なりますので、「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」等でご確認ください。
- ・携行品損害、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち、申込書に記載された方（被保険者）全員で一つの保険金額を共有します。

(4) 補償重複について 注意喚起情報

補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※) 海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	海外旅行総合保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	海外旅行総合保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

(5) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次の①、②にご注意ください。

①お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

②各保険金額には、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算してそれぞれ1,000万円が上限となります。

- ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意(署名)がない場合

(注) 損保ジャパン日本興亜所定の要件を満たす場合は、3,000万円が上限となる場合があります。

(6) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

■保険期間：1年以内(旅行の目的が「商用」「留学」の場合は2年以内)で旅行行程に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、契約画面の旅行期間欄でご確認ください。

■補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、保険料の払込前、および被保険者が旅行行程を開始する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。)

■補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

(7) 保険料の決定の仕組みと払込方法等 契約概要

①保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、渡航先等によって決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハングライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。現金またはクレジットカードがご利用いただけます。

(8) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報

①申込みにあたっての注意点

ご契約時に申し出いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※) 危険に関する重要な事項のうち、ご契約時の申し出事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の生年月日
- ★旅行行程中に従事する危険な職業^(※)の有無
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★現在の日本国外における居住(永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。)の有無
- ★他の保険契約等の加入状況

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

(※) 危険な職業とは次のものをいいます。

自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

②保険契約の成立

申込内容を申込書にてご確認ください。保険料お支払手続きが終了した時点で契約は成立します。お支払方法について、クレジットカードを選択された場合、保険契約成立後、保険料が所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; display: inline-block;">ご契約を申し込まれた日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; display: inline-block;">本書面を受領された日</div>
-----------	---

お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受け付けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> ■取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。 ■すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	<p><宛先> 〒160-8338東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行</p> <p><ご通知いただく事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・取扱代理店・仲立人名 ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号もしくは契約証番号（申込書控の右上に記載してあります。） または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	<ul style="list-style-type: none"> ■保険期間が1年以内のご契約 ■営業または事業のためのご契約 ■法人または社団・財団等が締結されたご契約 ■質権が設定されたご契約 ■保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意（署名）の確認手続きが必要です。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

①責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合

危険な職業（前記6ページと同様です。）に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

②ご自宅の住所を変更される場合

ご契約時にお申し出いただいたご自宅の住所を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないこと

になります。

③保険期間を延長される場合、旅行先を変更される場合

責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更（旅行先の追加等）される場合」は、次の要領でお手続きください。

1. 電話等で、お客さまの日本における連絡先に手続きに必要な事項をご連絡ください。
2. 実際の手続きは日本にいらっしゃるお客さまの代理の方にお申し出いただくこととなります。なお、ご連絡先につきましては保険契約証裏面をご覧ください。

* 損保ジャパン日本興亜営業店は、「祝日を除く平日の午前9時～午後5時」が受付時間となります。また、保険期間終了前に保険料の払込みが必要となりますので、日数に余裕をもってご連絡・お手続きください。

(注) 海外メディカルヘルプライン、海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けていません。

●期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項●

<1>必ずご連絡いただく事項

- A. 契約者名（被保険者名）
- B. 契約証番号
- C. ご契約いただいた取扱代理店（コード番号）
- D. 現在の保険期間
（年 月 日から 年 月 日）

<2>該当する場合のみご連絡いただく事項

- A. ご希望の延長保険期間（年 月 日まで延長）
- B. 保険期間を延長される理由

■延長の保険料は、お客さまの代理の方がお振り込みください。お手続きは保険料の払込み、および所定の書類の提出をもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了しませんでしたと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。また保険料のお支払いは現金振込のみとなり、クレジットカードはお取扱いしておりません。

(2) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金としてお支払いいたします。

(3) 被保険者による解除請求 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者はただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

(4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っており

ます。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

会社、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) をご覧ください。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、当社業務のために、業務委託先（取扱代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ② 損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③ 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
 - ④ 損保ジャパン日本興亜が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパン日本興亜の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先

(4) 保険金をお支払いする事由が発生した場合

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合、ケガ・病気の場合は海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインまですみやかにご通知ください（電話番号等は「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」に記載しています。）。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

(5) ご契約内容確認事項（意向確認事項）

- この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。
- ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。
- 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 - ① 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 - ② 被保険者の範囲（個人プラン・家族プラン）
 - ③ 保険金額
 - ④ 保険期間（旅行行程に合わせてご設定ください。最長1年以内（旅行の目的が「商用」「留学」の場合は2年以内）となります）
 - ⑤ 保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと、保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、取扱代理店にお問い合わせください。
 - 補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の可否をご確認ください。
 - 申込書の被保険者の『生年月日』・『性別』・『旅行行程中に従事する職業・職務』・『他の保険契約等』欄等について、すべて正しく記入・告知されているかをご確認ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

● 損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

<受付時間>

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

（12月31日～1月3日は休業）

<公式ウェブサイト>

<https://www.sjnk.co.jp/>

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

● 保険金をお支払いする事由が発生した場合

「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」は、保険金のご請求手続きや損保ジャパン日本興亜の海外旅行総合保険に関する事故時のサービスを掲載しております。ケガ・病気の場合は、「ポケットガイド（海外旅行総合保険ご契約のしおり・約款集）」に記載の海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインにすみやかにご連絡ください。ポケットガイドは以下のQRコード、またはURLよりダウンロードいただけます。



<http://sjnk-web.dga.jp/airportoff/>